2 5 7

〇経済産業省令第九号 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように

官

令和五年三月十日

(電気事業法施行規則の一部改正)

電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令

第一条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応

経済産業大臣

西村

康稔

第五十条 関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、 推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工 千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生す 六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十 (保安規程) .物を設置する電気事業者(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 正 同法第二条第一項に規定する日本海溝・ 後 8 2 5 7 第五十条 千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生す 関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・ 作物を設置する電気事業者(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工 六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (保安規程) 略 改 正 前 (平成十

1 「子」である。 次の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるもの第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。 次項において同じ。)にあっては、る津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海とする。

「吝」 「略」

(E・任支持者の)

第五十二条 [略]

等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系

二~五 [略]

官

3 · 4 [略]

別表第二 (第六十二条、第六十五条関係)

金曜日

工事の種類 認可を要するもの 群の設置 群の設置 工事の種類 認可を要するもの 「略] 「解] <td <="" rowspan="2" th=""><th>変 電 所</th><th>略</th><th></th></td>	<th>変 電 所</th> <th>略</th> <th></th>	変 電 所	略	
「略] [略] [略] [略] (一) ~ (三) [略] [略] [略] 二 [略] [略] [略] 二 [略] [略] [略] 二 [略] [略] [略] 二 [略] [略] [略] 一 [略] [略] [略] 一 (四) 電力用コンデ 以上(受電所にあっては、電圧十万ボルトリル)の変電所に係る容量十万キロボルトリルトアンペア以上の変電所に係る容量十万キロボルトリンペア以上ので、アルトアンペア以上のからで、アルトアンペア以上のがよりにある。				
Manual Manua	= -	略		
「略]	ン サ ー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			
「略]	電力用		類	
「軽」 [略] 「略] [略] 「略] [略] 「略] 「略] 「成上(受電所にあっては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のから電子の表面に係る容量十万キロボールトアンペア以上の	ュ シ デ			
		略	認可を要するもの	
変電所	[略] 1 電圧十七万ボルト 以上(受電所にあっ ては、電圧十万ボルト ト以上)の変電所にあっ 係る容量十万キロボ ルトアンペア以上の 郡の設置	[略]	事前届出を要するもの	
変電所				
	変電所	略		

令和5年3月10日

等をするもの 前項の表第六号の事業場 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系

3 - 4 二 - 五 [略]

別表第二 (第六十二条、第六十五条関係)

				変電所	[略]	
	(四) [同上]	(一)~(三)[略]	二 [略]	一 [略]	略	[同上]
					略]	[同上]
以上 (受電所にあっ ては、電圧十万ボル ト以上) の変電所に 係る容量一万キロボ ルトアンペア以上の 群の設置	1 電圧十七万ボルト	[略]		[略]	[略]	[同上]

一•二 [略]

9

(主任技術者の選任等)

第五十二条 [略]

2

同上

(七) (六) 限流リアクト
1
ト ア 万 変 干 所 万 件 以 て ト ア 万 変 干 所 万 ト ア 万 変 干 所 万 ル 以 キ 電 万 に ボ っ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 キ 電 万 に ボ ル 以 ト 電 万 に ボ の 上 口 所 ボ あ ル 取 の ボ に ル っト の ボ に ル っト 取 の ボ に ル っト
(六) ₅ (八 <u>下</u>
Sample Sample

官

別表第四(第六十五条関係)

備考 表中の [] は注記である。

| 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。| 第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。| (電気関係報告規則の一部改正)

(Edd)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	1	20(1927) (1) 正本(古文)(本語)(1) 2012年) 「「文文」(1) 1012年)(古文)(本語)(1) 1012年)(1) 1012年)(1) 1012年)	() 対分(有) イーン				
	改	正	後		改	正	前	
(定義)				(定義)				
第一条 [略]				第一条 [略]				
2 この省令において、	マレレて、次の各号に掲げる用語の意義は、		それぞれ当該各号に定めるところによ	2 同上				
る。								
一·二 [略]				一•二 [略]				

別表第四(第六十五条関係)

	<u> </u>	「司上」
一~七 [略]		[略]
[同上]	W I	用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力
	园 沙	風機、通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、設置のための事業場における空気圧縮機、
	五 ァ	頁こ見言する寺官施安こ亥当するらりこ息るい若しくは分級機(騒音規制法第二条第一
	7 15	る。)の設置(特定施設の種類ごとの数を当該項に規定する特定施設に該当するものに限
	养土	特定施設の種類について直近に届け出た数の
		二倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこ
	va h	れらご系る騒音防止設備の廃止苦しくは敗告
[同上]		であって騒音防止の能力の減少を伴うものオートに行る場合防止の能力の減少を伴うもの
	-	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、とあって騒音防止の能力の減少を伴うも
	/B1	保安用通信設備、需要設備若しくはこれ一発電所、蓄電所、変電所、送電線路、一発電所、蓄電所、変電所、送電線路、一般上であって騒音防止の能力の減少を伴うもであって騒音防止の能力の減少を伴うも
	⇒n. /□	図置のための事業場における圧縮機、破れた安用通信設備、需要設備若しくはこれ発電所、蓄電所、変電所、送電線路、発電所、蓄電所、変電所、送電線路、
	₩/ ≎ħ /□	粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機設置のための事業場における圧縮機、破け、発電所、蓄電所、変電所、送電線路、保安用通信設備、需要設備若しくはこれ、保安用通信設備、需要設備若しくはこれのであって騒音防止の能力の減少を伴うもであって騒音防止の能力の減少を伴うもであって騒音防止の能力の減少を伴うもであっている。
	新· 业/、 沙 //二	はえ男子隊」目前の減少を伴うまて騒音防止の能力の減少を伴うまでいる事業場における圧縮機、破におの事業場における圧縮機、破にめの事業場における圧縮機、破い地信設備、需要設備若しくはこれで、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で、数で
	 新 蚁 乳 刀	るものに限る。)の設置若しくは改 「大学」とは、 「大学、
	七 动 麻, 蚁、河 /口	に大の変更を伴うもの又はこれらるものに限る。)の設置若しくは分級機 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも 「大器音防止の能力の減少を伴うも
	フ セ 法 新 歩	であって騒音防止の能力の減少を伴うものであって騒音防止の能力の減少を伴うものであって騒音防止の能力の減少を伴うものであって能力の変更を伴うものは混定する特定施設に粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは改造であって能力の変更を伴うもの又はこれらの表面が止敗情の廃止若しくは改造であって
	「フ セ きか 番4 収入 き11 /12	に

三

[同上]

三 物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 数変換機器、 時電圧位相調整器、 置)及び風力発電設備に属するもの(風力機関、発電機、変圧器、 (太陽電池、 「主要電気工作物」とは、 分路リアクトル、 整流機器、遮断器及び逆変換装置)に限る。)及び施行規則別表第三の電気工作 変圧器、 調相機、 負荷時電圧調整器、 限流リアクトル、周波数変換機器、 電力用コンデンサー、 小規模発電設備に属するもの 負荷時電圧位相調整器、 分路リアクトル、 (太陽電池発電設備に属するもの 整流機器、遮断器及び逆変換装 負荷時電圧調整器、 調相機、電力用コンデン 限流リアクトル、 周波

イ~へ

(号外第 48 号)

卜 ルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換機 る。)、電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトア 相機(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限 圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調 変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器 に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、 ンペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル 変電所に属するものにあつては、 整流機器及び遮断器 変圧器、 負荷時電圧調整器 限流リアクトル (電圧十七万ボルト以上の変電所 (電圧十七万ボルト以上の (電圧十七万ボ (電

チ・リ 略

四

略

官

Ŧi. が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能とな 縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、 「破損事故」 若しくはその使用を中止することをいう。 とは、 電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、 火災又は絶縁劣化若しくは絶 直ちに、 その運転

事故 場合を除く。)をいう 「主要電気工作物の破損事故」とは、 (部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある 別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損

七~十三 略

備考 表中の は注記である。

この省令は、 附 則

令和五年三月三十一日から施行する。

略

 \vdash

ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、 る。)、電力用コンデンサー 圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、 変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器 ンペア以上の群に属するものに限る。)、 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の (電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限 整流機器並びに遮断器 (電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトア 分路リアクトル及び限流リアクトル 周波数変換 調

チ・リ 略

四 略

Ŧī. り、 が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能とな 縁破壊が原因で、 若しくはその使用を中止することをいう。 「破損事故」 とは、 当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、 電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶 直ちに、 その運転

事故が原因で、 転が停止し、 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損 若しくはその使用を中止することをいう。 若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能と 当該主要電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより その運

七~十三 略